

2024年 法整備支援連携企画 法整備支援シンポジウム

「法的外交」の展開と法整備支援の意義・可能性・課題

趣旨説明

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授，
慶應グローバル法研究所長）

趣旨

ウクライナ, パレスティナ等における国際紛争, ミャンマー等における国内紛争に伴う人権侵害。ビジネスの世界や日常生活における児童労働, 格差, 少数者差別等を通じた人権侵害

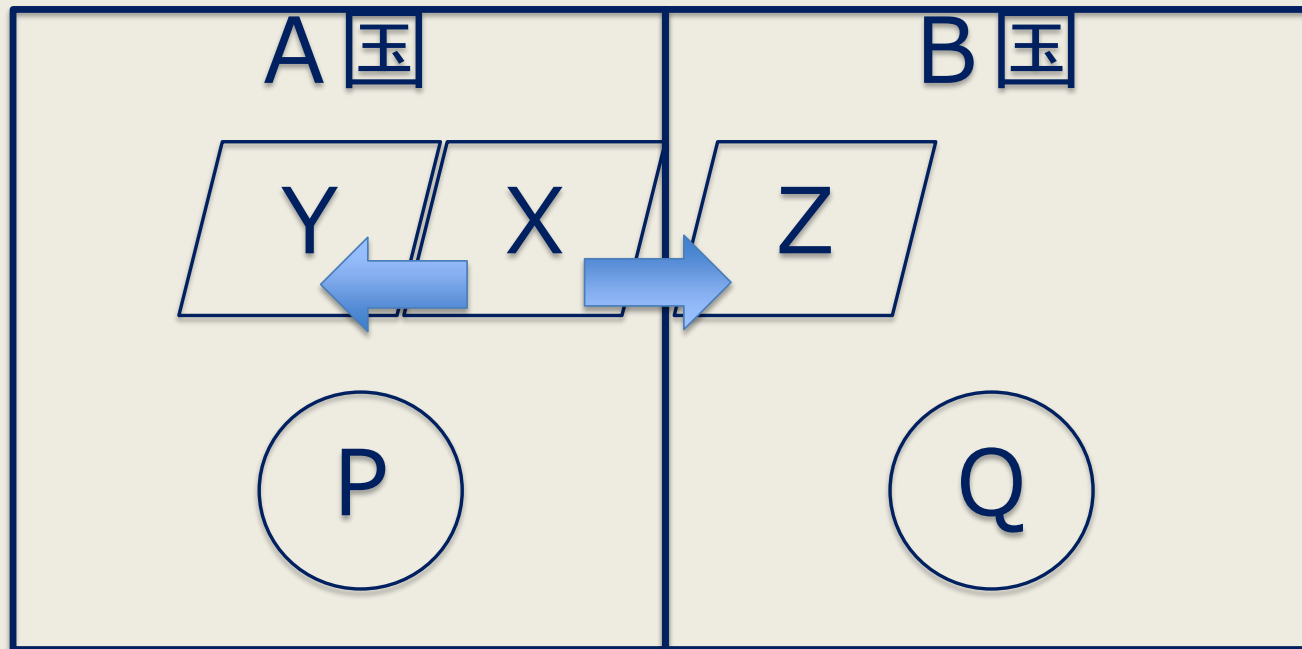
国内における人権侵害と国外における人権侵害に対する一般市民の態度の相違【次頁図参照】。その理由。①自らの利害・問題との関係性の遠さ, ②有効な法的手段に対する期待・信頼の低さ

残り続ける不安・不満。われわれはなぜ, 何を, どのようにすべきか

「人権尊重の理念の実現」・「法の支配の貫徹」を日本の「ソフトパワーの中心」に位置づけた「人権・司法外交」の積極的展開の提言

「法的外交」の観点から法整備支援の意義・可能性・方法・課題を深掘りする機会。根本問題として, 不利な条件にある他国を援助する義務（援助義務）, 国境を超える正義の存在（グローバルな正義）。前提問題として, ①われわれと世界との繋がり, ②国外問題に対する法の力 2

国内問題と国外問題



井上達夫『世界正義論』（筑摩書房，2012）
15-19頁参照

「法的外交」とは何か

「人権」・「民主主義」・「法の支配」・「良い統治」等の基本的価値は、所与のものでも、自ずから世界に普及するものでもなく、「法的企業家」(legal entrepreneurs)の国際戦略に基づく「政治プロセス」(political process)を通じた「法的外交」(legal diplomacy)の展開の成果

「人権」。奴隷状態・隷属からの解放，良心の自由，大量殺戮・ジェノサイドからの安全保障等，特別な種類の，緊急の保護を必要とする差し迫った権利。①戦争の正当化，②外国による介入権利の正当化

「人権がもつ政治的（道徳的）な力は，あらゆる社会にあまねく到達し，…あらゆる国の民衆と社会を拘束する…。人権を侵害する無法国家は厳しく糾弾され，…強制的制裁を受けたり，…介入を受ける可能性すらある」
(J・ロールズ／中山竜一訳『万民の法』〔岩波書店，2006〕116頁)

「法的外交」の担い手

「正義に適った良識ある政体なら、人権の推進を、自分たちの外交政策の確固たる関心に据えるはずである」（ローズ／中山訳・前掲66頁）

「一般民衆についても、…市民たちは自分たちのことをあたかも行政官や立法者であるかのように考え、いかなる考慮に基づいて、どんな外交政策を推し進めるのが最も道理に適っているかと自らに問いかける」（同上78頁）

政府による「司法外交」(judicial affaires diplomacy), 外交の法的側面の強化➡松本剛報告, 川西一報告

NGOによる法的外交の展開➡松本梨佳報告

「法的外交」と法整備支援

法的外交の根拠としての援助義務の履行とグローバルな正義の実現

国内における正義・分配原理と国外における正義・分配の原理との関係に関する論争。(a)全く別か, (b)同一か, (c)同一ではないが, 全く別でもないか

「万民の法の社会においては, 全ての社会が正義に適ったリベラルな——ないしは良識ある——基本的制度を獲得するまで, 援助義務の仕事が続くのである」(ロールズ/中山訳・前掲173頁)

相手国が自らの政治文化に従い, 自らの手で人権の保護・実現ができるような「基本的制度」を構築するものとしての法整備支援